

令和元年(2019年)三条市議会第2回定例会提出議案概要

議第 1 号 教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員渡辺厚志は、令和元年7月25日任期満了することとなるので、その後任委員として松井啓子を任命したいので議会の同意を求めるもの

委員の任期 4年

議第 2 号 公平委員会委員の選任について

本市公平委員会委員久住和裕は、令和元年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として久住和裕を選任したいので議会の同意を求めるもの

委員の任期 4年

議第 3 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員横山正志は、令和元年6月29日任期満了することとなるので、その後任委員として横山正志を選任したいので議会の同意を求めるもの

委員の任期 3年

議第 4 号 三条市税条例等の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、本市においてもこれに準じて規定を整備するなど、必要な改正を行うもの

【改正する条例】

三条市税条例

三条市税条例等の一部を改正する条例（平成29年三条市条例第5号）

三条市税条例等の一部を改正する条例（平成30年三条市条例第19号）

施行期日 公布の日等

議第 5 号 三条市都市計画税条例の一部改正について

用途地域の変更等に伴い、課税対象とする土地及び家屋を改めるため、必要

な改正を行うもの

施行期日 公布の日

議第 6 号 三条市手数料条例の一部改正について

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、同政令に基づき定めている手数料について、必要な改正を行うもの

施行期日 令和元年10月1日

議第 7 号 三条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市においてもこれに準じるため、必要な改正を行うもの

施行期日 公布の日

議第 8 号 三条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の認定資格研修に係る要件を改めることから、必要な改正を行うもの

施行期日 公布の日

議第 9 号 三条市介護保険条例の一部改正について

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の介護保険料を軽減するため、必要な改正を行うもの

施行期日 公布の日（平成31年4月1日から適用）

議第 10 号 三条市火災予防条例の一部改正について

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、住宅用防災警報器等の設置の免除に関する基準が改めら

れたことなどから、必要な改正を行うもの

施行期日 公布の日

- 議第 11 号 三条市体育文化会館の指定管理者の指定について
三条市体育文化会館の指定管理者として、一般社団法人三条まちづくり会社
を指定するもの

指定の期間 令和元年12月1日から令和6年3月31日まで

- 議第 12 号 市道路線の認定について
認定路線 2路線 実延長 116.5m

- 議第 13 号 三条技能創造大学校舎棟建設建築本体工事請負契約の締結について
工事名 三条技能創造大学校舎棟建設建築本体工事
工事内容 鉄骨造 地上4階建
延べ面積 15,254.49㎡
契約金額 3,300,000,000円
契約者 水倉・小柳・桑原特定共同企業体
代表者 三条市西裏館二丁目9番33号
株式会社水倉組三条営業所
所長 大阪 匡武

- 議第 14 号 三条技能創造大学校舎棟建設電力設備工事請負契約の締結について
工事名 三条技能創造大学校舎棟建設電力設備工事
工事内容 電力設備工事一式
契約金額 514,800,000円
契約者 ユアテック・斎藤・大原特定共同企業体
代表者 三条市塚野目2135番地1
株式会社ユアテック県央営業所
所長 阿部 昌浩

- 議第 15 号 三条技能創造大学校舎棟建設通信設備工事請負契約の締結について
工事名 三条技能創造大学校舎棟建設通信設備工事

工事内容 通信設備工事一式
契約金額 303,600,000 円
契約者 本間・長谷テクニカル特定共同企業体
代表者 三条市須頃三丁目 60 番地
本間電機工業株式会社
代表取締役 本間 好夫

議第 16 号 三条技能創造大学校舎棟建設空調設備工事請負契約の締結について
工事名 三条技能創造大学校舎棟建設空調設備工事
工事内容 空調設備工事一式
契約金額 741,400,000 円
契約者 ケンオウ・新潟断熱特定共同企業体
代表者 三条市石上三丁目 10 番 13 号
株式会社ケンオウ
代表取締役 近藤 隆信

議第 17 号 三条技能創造大学校舎棟建設衛生設備工事請負契約の締結について
工事名 三条技能創造大学校舎棟建設衛生設備工事
工事内容 衛生設備工事一式
契約金額 259,600,000 円
契約者 サンライフ・山本特定共同企業体
代表者 三条市曲渕三丁目 2 番 15 号
株式会社サンライフエンジニアリング
代表取締役 佐藤 健一

議第 18 号 スポーツ・文化・交流複合施設アリーナ棟建設建築本体工事請負契約の一部変更について

平成 30 年 3 月 23 日締結したスポーツ・文化・交流複合施設アリーナ棟建設建築本体工事請負契約について、インフレスライド条項を適用するとともに、施設の機能向上を図るための設計変更により契約金額を 1,758,673,080 円から 1,772,520,980 円に変更するもの

議第 19 号 動産の取得について
動産名 はしご付消防自動車
動産の規格 35m級 先端屈折はしご付き 21 t

取得数量 1台
取得金額 227,700,000円
契約者 新潟市東区材木町3番21号
新潟モリタ株式会社
代表取締役 大野 嘉彦

議第 20 号 令和元年度三条市一般会計補正予算
補正額 429,719千円
補正後の額 53,467,719千円

議第 21 号 令和元年度三条市介護保険事業特別会計補正予算
補正額 908千円
補正後の額 9,713,208千円

報第 1 号 専決処分報告について
(控訴の提起について)

新潟地方裁判所平成29年(ワ)第70号損害賠償請求事件に係る平成31年3月18日の同裁判所の判決について、東京高等裁判所に控訴を提起したもの

1 控訴の相手方(被控訴人)

東京都千代田区九段南四丁目6番12号
株式会社石本建築事務所
代表取締役 石井 誠

2 控訴の趣旨

- (1) 原判決の取消しを求める。
- (2) (主位的請求) 被控訴人が控訴人に対し、3,967万3,649円及びこの金額に訴状送達の日翌日からこの金額の支払を終える日までの期間の日数に応じ年6パーセントの割合を乗じて得られる金額を支払うことを求める。
- (3) (予備的請求) 被控訴人が控訴人に対し、3,967万3,649円及びこの金額に訴状送達の日翌日からこの金額の支払を終える日までの期間の日数に応じ年5パーセントの割合を乗じて得られる金額を支払うことを求める。
- (4) 第1審及び第2審に係る訴訟費用は被控訴人が負担することを求める。

3 専決処分日 平成31年3月28日

報第 2 号 専決処分報告について

(三条市税条例等の一部改正について)

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行ったもの

【改正した条例】

三条市税条例

三条市税条例等の一部を改正する条例（平成30年三条市条例第19号）

三条市都市計画税条例

【改正の内容】

1 三条市税条例の一部改正

(1) 個人市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等について、寄附金税額控除の適用対象を特例控除対象寄附金とする等の地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備

(2) 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除について、控除期間を拡充することと併せて住宅借入金等特別税額控除の適用を受ける際の申告要件を廃止する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備

(3) 高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税額の減額措置を行う地方税法の改正が行われたことに伴い、その適用を受けようとする者がすべき申告等に関する規定の整備

(4) 軽自動車税におけるグリーン化特例について、重課を平成31年度分に限ったものとし、平成29年度分の軽課に関する規定を削除する地方税法の改正が行われたことに伴う規定の整備

2 三条市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

地方税法の改正に伴い、改正する必要がなくなった規定の削除

3 三条市都市計画税条例の一部改正

引用する規定の整備

専決処分日 平成31年3月29日

施行期日 公布の日等

報第 3 号 専決処分報告について

(三条市国民健康保険税条例の一部改正について)

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第87号）が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、本市においてもこれに準じ、必要な改正を行ったもの

【改正の内容】

- 1 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げる。
- 2 国民健康保険税の軽減措置を拡大するため、軽減判定所得の算定方法を次のように改める。
 - (1) 5割軽減の対象となる世帯について、軽減判定所得を算定する際に被保険者等の数に乘じる金額を27万5千円から28万円に引き上げる。
 - (2) 2割軽減の対象となる世帯について、軽減判定所得を算定する際に被保険者等の数に乘じる金額を50万円から51万円に引き上げる。

専決処分日 平成31年3月29日

施行期日 平成31年4月1日

報第 4 号 専決処分報告について
（平成30年度三条市一般会計補正予算）
補正額 1,946千円
補正後の額 51,321,646千円
専決処分日 平成31年3月28日

報第 5 号 専決処分報告について
（平成30年度三条市一般会計補正予算）
補正額 50,250千円
補正後の額 51,371,896千円
専決処分日 平成31年3月31日

諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員皆川賢一及び関崎淑子は、令和元年9月30日任期満了することとなるので、その後任委員候補者として次の者を推薦したいので議会の意見を求めるもの

委員候補者	皆川 賢一
〃	関崎 淑子
委員の任期	3年

◎ 法令及び条例に基づく報告事項等

- 1 平成30年度三条市一般会計及び特別会計繰越明許費繰越額の報告について
 - ・ 一般会計 23事業 2,578,525,000円
 - ・ 公共下水道事業特別会計 2事業 77,954,000円

- 2 平成30年度三条市水道事業会計予算繰越額の報告について
 - ・ 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額
1事業 238,640,000円

- 3 県央土地開発公社事業実績報告書等の提出について
 - ・ 平成30年度事業実績報告書等
 - ・ 平成31年度事業計画等

- 4 議会の委任による専決処分等の報告について

- 5 私債権の放棄の報告について

令和元年度6月補正予算の概要

1 概要

6月の補正予算は、社会福祉法人等が行う介護施設や障がい者支援福祉施設の整備に対する補助金のほか、多面的機能支払交付金制度の拡充に伴う交付金の増額、県央土地開発公社の住宅団地造成事業の借入れに対する債務負担行為などについて、必要な予算措置を行う。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

補正前の額 : 53,038,000 千円	補正額 : 429,719 千円	計 : 53,467,719 千円
-----------------------	------------------	-------------------

歳入の補正		歳出の補正	
国庫支出金	15,722	総務費	6,866
県支出金	364,118	民生費	398,844
寄附金	4,166	衛生費	100
繰入金	30,929	農林水産業費	11,553
諸収入	19,884	商工費	2,012
市債	△5,100	教育費	10,344
計	429,719	計	429,719

(2) 補正予算の主な事業

① コミュニティ支援事業費（地域経営課） 2,700 千円

【事業内容】

一般財団法人自治総合センターからの助成金を活用し、自治会が行うコミュニティ活動に必要な備品の整備に対し補助する。

【補正の内訳】

コミュニティ助成事業助成金 2,700 千円

② 障がい者支援施設建設費（福祉課） 20,000 千円

【事業内容】

社会福祉法人三条市手をつなぐ育成会が、国の補助金を受け就労支援に係るサービスを拡充するために行う施設の建設に対し、補助する。

【補正の内訳】

障がい者支援施設整備事業費補助金 20,000 千円

③ 高齢者福祉施設建設費（高齢介護課） 348,240 千円

【事業内容】

県の補助金を活用し、地域密着型サービス施設等の整備や介護医療院への転換に係る改修に要する経費を補助する。

【補正の内訳】

介護基盤整備事業費補助金 348,240 千円

④ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業費（子育て支援課） 1,294 千円

【事業内容】

消費税の引上げに伴い、子どもの貧困に対応するための国の臨時・特別の措置を受け、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付金を支給する。

【補正の内訳】

消耗品費	23 千円	
印刷製本費	29 千円	
未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金	1,225 千円	ほか

⑤ 農業環境保全推進事業費（農林課） 11,553 千円

【事業内容】

農業・農村が有する多面的機能の増進を図るため、新たな活動を行う組織に対する国の支援が拡充されたことに伴い、多面的機能支払交付金を増額する。

【補正の内訳】

多面的機能支払交付金 11,553 千円

⑥ 〔小中一体校費〕一般経費（教育総務課） 820 千円

【事業内容】

嵐南小学校・第一中学校プールの訴訟に係る口頭弁論に必要な経費を措置する。

【補正の内訳】

普通旅費	220 千円
法律コンサルタント業務委託料	600 千円

⑦ 公民館整備費（生涯学習課） 9,524 千円

【事業内容】

一般財団法人環境イノベーション情報機構からの補助金を活用し、大崎公民館保内分館の空調を、災害時にも電力の供給が可能な自立型空調設備に改修するための工事請負費を増額する。

【補正の内訳】

工事請負費 9,524 千円

(3) 債務負担行為の補正

県央土地開発公社の住宅団地造成資金の借入れに対する債務保証に係る債務負担行為を設定する。

・追加 1 件 530,184 千円

(4) 地方債の補正

大崎公民館保内分館の空調改修に係る補助金の活用に伴い減額する。

・変更 1 件 10,800 千円 → 5,700 千円

3 特別会計補正予算

(1) 介護保険事業特別会計

補正前の額：9,712,300 千円 補正額：908 千円 計：9,713,208 千円

【事業内容】

消費税の引上げに伴い、低所得の第1号被保険者に対する介護保険料を軽減するため、その所要額を一般会計から繰入れ、第1号被保険者保険料を減額するほか、介護報酬の改定等に伴うシステム改修に要する経費を措置する。

【補正の内訳】

○歳入	・第1号被保険者保険料	△28,856 千円
	・国庫補助金	454 千円
	・低所得者保険料軽減繰入金	28,856 千円
	・その他一般会計繰入金	454 千円
○歳出	・業務システム開発等委託料	908 千円

平成 30 年度補正予算の概要（3 月 28 日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、嵐南小学校・第一中学校プールの不具合に係る損害賠償請求訴訟について、第一審において市の請求が棄却されたことから、控訴に係る経費について、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

補正前の額：51,319,700 千円	補正額：1,946 千円	計：51,321,646 千円
---------------------	--------------	-----------------

歳入の補正		歳出の補正	
地方交付税	1,946	教育費	1,946
計	1,946	計	1,946

(3) 補正予算の事業

① [小中一体校費] 一般経費（教育総務課） 1,946 千円

【事業内容】

嵐南小学校・第一中学校プールの不具合に係る損害賠償請求訴訟について、第一審において市の請求が棄却されたことから、控訴に必要な弁護士への着手金等を措置する。

【補正の内訳】

通信料	6 千円
手数料	210 千円
法律コンサルタント業務委託料	1,730 千円

平成 30 年度補正予算の概要（3 月 31 日専決処分）

1 概要

今回の補正予算は、寄附採納に伴う財政調整基金等への積立てについて、必要な予算措置を行った。

2 一般会計補正予算

(1) 予算規模

補正前の額 : 51,321,646 千円	補正額 : 50,250 千円	計 : 51,371,896 千円
-----------------------	-----------------	-------------------

歳入の補正		歳出の補正	
寄附金	50,250	総務費	49,250
		商工費	1,000
計	50,250	計	50,250

(4) 補正予算の事業

① 財政調整基金費（財務課） 49,250 千円

【事業内容】

ふるさと三条応援寄附金を受け、財政調整基金に積み立てる。

【補正の内訳】

財政調整基金積立金 49,250 千円

② 観光事業費（営業戦略室） 1,000 千円

【事業内容】

温泉保養交流施設等整備寄附金を受け、温泉保養交流施設等整備基金に積み立てる。

【補正の内訳】

温泉保養交流施設等整備基金積立金 1,000 千円